

# 広報 みはま

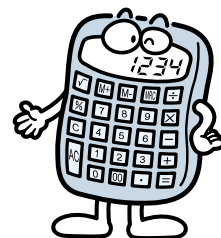


## TOPICS

- 平成17年度決算報告
- 議会ニュース
- 確定申告・住民税申告のお知らせ
- 美浜発電所の状況

2007.2

# 平成17年度決算報告



平成17年度の町の一般会計、特別会計の決算がまとまり、12月11日から開催された第6回町議会定例会で承認されました。

平成17年度に皆さんから納められた税金や、国・県からのお金などがどれだけ町に入り、まちづくりのためにどのように使われたのかをお知らせします。

今回の決算の規模は、歳入が67億2,652万5千円、歳出が64億6,561万円でした。前年度と比較すると、歳入で7,321万7千円の減少(対前年度

比1.1%減)、歳出では8,446万6千円の増加(対前年度比 1.3%増)となり、平成8年度以降10年間で歳入は最小、歳出でも前年度に次いで2番目に小さい決算規模となりました。

この決算の増減要因として、歳入については、町債、町税、国庫支出金等の減収が大きかったことによるもので、歳出については、公立小浜病院組合負担金や丹生、坂尻地区の漁港建設事業等の増加によるものです。

## 一般会計

特別会計に属しないすべての歳入・歳出を経理する会計のことを言います。

歳入

67億2,652万5千円

区 分	平成17年度		前年度比較		内 容
	歳入決算額(千円)	構成比	増減額(千円)	増減率	
町 税	2,825,110	42.0%	△99,310	3.4%減	町民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税など町に納められたお金
地方交付税	529,932	7.9%	△47,906	8.3%減	地方公共団体が一定の水準の業務ができるよう財政状況に応じて国から交付されたお金
国庫支出金	964,467	14.3%	△84,704	8.1%減	国が公益性を認め、その事業を実施するために国から町へ交付されたお金
県 支 出 金	783,697	11.7%	214,110	37.6%増	事業など特定の目的の財源として県から交付されたお金
町 債	402,500	6.0%	△269,400	40.1%減	各種の事業を行うために町が借り入れたお金
そ の 他	1,220,819	18.1%	213,993	21.3%増	国が国税として徴収し、一定の基準によって譲与される地方譲与税や、県が徴収した税の一部が交付される地方消費税交付金のほか、皆さんが町に納めた分担金や負担金、使用料等が含まれます。
合 計	6,726,525	100%	△73,217	1.1%減	

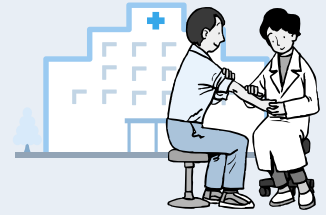
歳出

64億6,561万円

区 分	平成17年度		前年度比較		内 容
	歳出決算額(千円)	構成比	増減額(千円)	増減率	
議 会 費	94,354	1.5%	△672	0.7%減	議会活動にかかる経費
総 務 費	968,613	15.0%	△50,346	4.9%減	自治振興、広報、戸籍、統計、選挙など一般的な管理事務にかかる経費
民 生 費	1,225,242	18.9%	121,244	11.0%増	児童福祉・障がい者への福祉サービスや老人福祉の増進、保育所や保健福祉センターの管理・運営などの事務・事業にかかる経費
衛 生 費	1,014,206	15.7%	21,647	2.2%増	保健衛生、ごみ処理など、安全で衛生的な生活のためにかかる経費
労 働 費	50,203	0.8%	△18,952	27.4%減	労働者への貸付等にかかる経費
農林水産業費	767,416	11.9%	123,485	19.2%増	農業委員会の運営や農林水産業の施設整備、振興にかかる経費
商 工 費	184,480	2.8%	△39,352	17.6%減	中小企業の振興育成・雇用促進、観光振興にかかる経費
土 木 費	394,800	6.1%	△2,255	0.6%減	道路・橋・河川・町営住宅の管理や都市計画などにかかる経費
消 防 費	292,370	4.5%	32,220	12.4%増	消防署や防災無線にかかる経費
教 育 費	845,588	13.1%	6,171	0.7%増	小中学校の管理・運営、増改築や総合体育館等の管理運営、社会教育、学校給食にかかる経費
災害復旧費	54,688	0.8%	34,375	169.2%増	台風、豪雨などによる被害の復旧にかかる経費
公 債 費	503,122	7.8%	△213,627	29.8%減	地方債の元金及び利子の支払いにかかる経費
諸支出金	70,528	1.1%	前年度0円のため皆増		土地や建物等の取得にかかる経費など
合 計	6,465,610	100%	84,466	1.3%増	

# 特別会計

特定の事業を行うために  
個別の会計を設置して経理  
する会計のことを言います。



事業名	事業内容	歳入(千円)	前年度との 差額(千円)	歳出(千円)	前年度との 差額(千円)
診療所事業	東部診療所・丹生診療所の運営などを行うための会計です。	153,290	4,023 (2.7%増)	153,110	4,236 (2.8%増)
国民健康保険事業	自営業の方や退職者などの医療費などを給付するための会計です。	1,124,100	△45,286 (3.9%減)	1,044,910	△39,069 (3.6%減)
老人医療事業	75歳以上の高齢者などの医療費を給付するための会計です。	1,449,960	△6,368 (0.4%減)	1,439,057	△7,576 (0.5%減)
介護保険事業	介護保険給付のための会計です。	799,688	66,078 (9.0%増)	721,060	39,795 (5.8%増)
簡易水道事業	簡易水道施設の整備・管理を行うための会計です。	79,257	24,232 (44.0%増)	71,897	22,870 (46.6%増)
集落排水処理事業	集落排水処理施設の整備・管理を行うための会計です。	195,997	14,501 (8.0%増)	195,826	14,508 (8.0%増)
公共下水道事業	公共下水道施設の整備・管理を行うための会計です。	1,002,915	△31,492 (3.0%減)	1,002,498	△31,547 (3.1%減)



● 高齢者支援  
センター整備・運営



● 農作地の畔あぜの植栽整備  
(太田・菅浜地係)



● 防犯街路灯の設置  
(県道日向郷市線)

## 平成17年度の 主な事業

● 第四次美浜町総合  
振興計画策定  
● 国吉城址公園整備



● 美浜東小学校改修工事



● 豪雨災害復旧  
(平成17年8月13日発生)



● 国民文化祭短歌大会  
(平成17年10月29日開催)

● 坂尻・丹生地区の  
漁港建設  
● 小学校体育館耐震診断  
など



● 観光「へしこの町」  
PRを推進



● はあとふる体験受け入れ  
(平成17年4月から)



● 町道佐柿・郷市線  
道路改良工事

平成18年第6回美浜町議会定例会が12月11日から20日まで開会され、次の内容について審議・議決されました。

## 平成18年 第6回 美浜町議会定例会

### 平成17年度歳入歳出決算の認定

平成17年度の一般会計・特別会計の歳入歳出決算が認定されました。(詳細は2～3ページ)

### 平成18年度補正予算

#### ● 一般会計 (第3号)

歳入歳出予算にそれぞれ384,040千円が追加され、歳入歳出予算の総額がそれぞれ7,830,496千円になりました。

予算の款	補正額(千円)	増減	主な補正事由
議 会 費	△2,823	減額	職員人件費減
総 務 費	△10,167	減額	職員人件費減、振興計画推進事業費増
民 生 費	57,541	増額	職員人件費減、心身障がい者(児)医療無料化対策事業費増、就労継続支援事業費増、自立訓練事業費増、乳幼児医療費助成事業費増、児童手当増、地域密着型サービス拠点整備事業費増 ほか
衛 生 費	△9,091	減額	職員人件費増、健やかいきいきプラン策定事業費増、診療所事業への繰出金増、集落排水処理事業・公共下水道事業への繰出金減
農林水産業費	337,263	増額	職員人件費減、高収益園芸品目緊急育成事業費増、有害獣侵入防止柵設置事業費増、鳥獣害のない里づくり推進事業費増、農業集落施設整備事業費増、地域農業振興対策事業費増、県営かんがい排水事業費増、内水面漁業振興事業費増、沿岸漁業生産拡大推進事業費増、水産活性化促進事業費増、町単漁港整備事業費増 ほか
商 工 費	△2,396	減額	職員人件費減、商工会振興事業補助金増、エコ・グリーンツーリズム強化事業補助金増
土 木 費	21,888	増額	職員人件費減、町道維持補修工事費増、河川整備事業費増
消 防 費	△4,423	減額	敦賀・美方消防組合負担金減、消火栓設置工事等負担金増
教 育 費	△3,752	減額	職員人件費減、コミュニティ助成事業費増、体育センター施設改修工事費増、総合運動公園管理費増 ほか
合 計	384,040	増額	

#### ● 特別会計

##### ・診療所事業 (第2号)

歳入歳出予算にそれぞれ10,068千円が追加され、歳入歳出予算の総額がそれぞれ160,269千円になりました。

予算の款	補正額(千円)	増減	主な補正事由
総 務 費	9,744	増額	職員人件費減、医師住宅改修工事費増 ほか
医 業 費	324	増額	酸素濃縮装置借上料増
合 計	10,068	増額	

##### ・国民健康保険事業 (第2号)

歳入歳出予算からそれぞれ66,757千円が減額され、歳入歳出予算の総額がそれぞれ1,127,608千円になりました。

予算の款	補正額(千円)	増減	主な補正事由
総 務 費	181	増額	普通旅費増、消耗品費増、会議等参加負担金増
保険給付費	17,093	増額	一般被保険者療養給付費増、退職被保険者等療養給付費増 ほか
老人保健拠出金	△10,588	減額	老人保健医療費拠出金減 ほか
介護納付金	884	増額	介護納付金増
共同事業拠出金	△74,725	減額	高額医療費共同事業医療費拠出金減、保険財政共同安定化事業拠出金減
保健事業費	398	増額	保健業務委託料増
合 計	△66,757	減額	

##### ・介護保険事業 (第3号)

歳入歳出予算にそれぞれ9,490千円が追加され、歳入歳出予算の総額がそれぞれ816,794千円になりました。

予算の款	補正額(千円)	増減	主な補正事由
総 務 費	3,492	増額	職員人件費減、介護保険システム改修委託料増
保険給付費	5,697	増額	居宅介護サービス給付費増、地域密着型介護サービス給付費減、施設介護サービス給付費減、居宅介護住宅改修費増、地域密着型介護予防サービス給付費減 ほか
地域支援事業費	301	増額	職員人件費増
合 計	9,490	増額	

・簡易水道事業（第2号）

歳入歳出予算にそれぞれ1,591千円が追加され、歳入歳出予算の総額がそれぞれ140,023千円になりました。

予算の款	補正額(千円)	増減	主な補正事由
事務費	△36	減額	職員人件費減
簡易水道事業費	1,627	増額	水道施設改良工事設計業務委託料減、配水管布設替工事費増、消火栓布設工事費増
合計	1,591	増額	

・集落排水処理事業（第1号）

歳入歳出予算からそれぞれ763千円が減額され、歳入歳出予算の総額がそれぞれ231,084千円になりました。

予算の款	補正額(千円)	増減	主な補正事由
集落排水処理事業費	△763	減額	職員人件費減、管路布設工事費増、簡易水道配水管布設替補償費減

・公共下水道事業（第3号）

歳入歳出予算にそれぞれ3,391千円が追加され、歳入歳出予算の総額がそれぞれ892,175千円になりました。

予算の款	補正額(千円)	増減	主な補正事由
公共下水道事業費	3,391	増額	職員人件費増

・上水道事業（第1号）

収益的収入及び支出にそれぞれ344千円が追加され、収益的収入は140,501千円に、収益的支出は133,562千円になりました。

予算の款	補正額(千円)	増減	主な補正事由
上水道事業費用	344	増額	職員人件費増

条例の制定

- 次の6つの条例が制定・改正されました。
- ・公益法人等への美浜町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)の施行により有限会社法(昭和13年法律第74号)が廃止されたことに伴い、関係条例が整備されました。
- ・美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
 国家公務員の勤務時間等に準じて、職員の休憩時間及び勤務時間等が改正されました。
- ・美浜町手数料条例の一部を改正する条例  
 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成18年法律第74号)の施行等に伴い、関係条例が整備されました。
- ・美浜町心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例  
 児童福祉法及び健康保険法等の改正に伴い、新たに生じる患者負担分について医療費の助成を実施することになりました。
- ・美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例  
 条例、規則等に根拠を有する町の手続きについて、オンラインによることを可能とするため必要な事項等を定めました。
- ・地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う美浜町関係条例の整備に関する条例  
 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)の施行に伴い、関係条例を整備しました。

規約の変更等

- 次の4つの規約の変更等が議決されました。
- ・福井県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について
- ・福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散及び解散に伴う財産処分について
- ・福井県市町村交通災害共済組合の解散及び解散に伴う財産処分について
- ・福井県自治会館組合規約の変更について

町道路線の認定

次の4路線が新たに町道路線として認定されました。  
 小倉9号線、川東49号線、郷市12号線、金山11号線

福井県後期高齢者医療広域連合の設立

後期高齢者医療に関する事務を広域で処理する福井県後期高齢者医療広域連合を設置することになりました。

平成18年度漁村再生交付金事業  
丹生地区親水突堤工事その2請負契約

契約の目的	平成18年度漁村再生交付金事業 丹生地区親水突堤工事その2
契約の方法	指名競争入札による
契約金額	67,200,000円
契約の相手方	株式会社 武田組・株式会社 日本ピーエス共同事業体 代表者 福井県三方郡美浜町久々子60-1-1 株式会社 武田組 代表取締役 武田 忠彦

# 平成18年分の所得税の確定申告は2月16日から3月15日までに

## 「確定申告」自分で書いてお早めに！

税務署では「納税者の方が自ら正しい申告と納税を行う」という申告納税制度の趣旨から、確定申告書等をご自分で正しく作成していただく「自書申告」を推進しています。

そのため、申告書作成会場においても「確定申告の手引」を見て、ご自分で確定申告書等を作成していただくような相談・指導を行っています。

ご自分で申告書を作成された方は、送付による早期提出をお勧めします。

なお、申告書は汚したり、ホツキキスでとめたりしないようご注意ください。

### 所得税の確定申告の期間

2月16日(金)～3月15日(木)

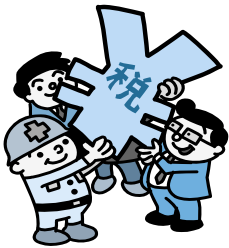
### 確定申告をしなければならぬ人

- ・事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方などで所得合計額が所得控除額の合計額を超える方
- ・サラリーマンで、給与の年収が2,000万円を超える方や、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方 など

## 確定申告相談について

### 必要なもの

- ・印鑑、筆記用具、計算機
- ・平成18年中の収入や必要経費を明らかにする書類
- ・公的年金、給与等の源泉徴収票(原本)
- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ・国民年金保険料を社会保険料控除として適用を受ける場合は、社会保険庁より送付される社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が必要(個人生命保険料、損害保険料の支払証明書)
- ・給与所得者で年末調整時に勤務先へ提出されている場合は不要
- ・医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書及び領収書
- ・(明細書は、税務署又は役場税務課にあります)
- ・(医療費の支払額から保険金などで補てんされる金額を差し引いた額が10万円以上、もしくは、所得の5%が10万円以下の方はその金額)
- ・その他所得控除を受けるための書類



## 会場及び日程

ご自分で申告書を作成することが困難な方は、期間中、次の申告相談をご利用ください。

### ●敦賀税務署の申告書作成会場

会場 敦賀税務署

日時 1月29日(月)～3月15日(木)  
(消費税・地方消費税は 4月2日(月)まで)

(敦賀駅前合同庁舎)

### ●消費税等の申告相談

(所得税・消費税・譲渡所得・贈与税)

会場 あいあいプラザ

日時 2月23日(金)  
>北陸税理士会敦賀支部

2月26日(月)～27日(火)  
>による無料相談

>敦賀税務署による説明相談

午前9時～正午  
午後1時～午後4時

### ●公的年金受給者の申告説明会

①会場 はあとぴあ

日時 1月31日(水)  
午前9時30分～午前11時30分

②会場 あいあいプラザ

日時 2月5日(月)・6日(火)  
午前9時30分～午前11時30分  
午後1時30分～午後3時30分

(敦賀市東洋町4-1)

### ●住宅借入金等特別控除の申告説明会

会場 あいあいプラザ

日時 2月7日(水) 午前・午後  
2月8日(木) 午前・午後  
2月9日(金) 午前のみ

午前の部 9時30分～11時30分  
午後の部 1時30分～3時30分

### ●美浜町の申告相談

①会場 町役場 税務課前

日時 2月16日(金)～3月15日(木)

午前9時～正午  
午後1時～午後4時

なお、当日の混み具合によって、受付終了時間を早めることがあります。

※「J・Aみほ」との共同申告相談です。譲渡所得及び山林所得がある方は、税務署で申告を行ってください。

また、営業・事業所得のある方は、必ず収支内訳書をご自分で作成して持参ください。

②会場 美浜町商工会

日時 2月16日(金)～3月15日(木)  
午前9時～正午  
午後1時～午後4時

※農業所得及び譲渡所得以外の所得について受付します(有料)。

ただし、人数に限りがあります。

### ●税理士による青色申告決算講習会

会場 美浜町商工会 3階会議室

日時 2月6日(火)  
午後1時30分～午後3時30分

送付等で申告をされる方は  
次の書類が必要です

- ・申告書に添付する必要書類(収支内訳書、源泉徴収票(原本)、生命保険料や損害保険料等の支払証明書など)
  - ・その他所得控除を受けるために必要な書類(医療費控除の明細書及び領収書、寄付金等の支払証明書など)
- ※申告書(控)に税務署受付印が必要な方は、申告書(控)及び切手をはった返信用封筒を同封してください。

### 所得税の還付申告

確定申告の必要のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ・災害や盗難などにより住宅や家財に損害を受けた方
- ・病气やけがなどで多額の医療費を支払った方
- ・住宅をローンで取得された方
- ・年の途中で退職し、再就職をしていない方 など

確定申告書の送付  
お問い合わせ先

敦賀税務署 個人課税1部門

☎22-9267

〒914-8540

敦賀市鉄輪町1-7-3

### ～町税務課からのお知らせ～

平成19年度の  
各集落での住民税(町県民税)の  
申告受付は2月22日(木)から  
始まります。

※ご都合の悪い方は、町税務課でも申告できます。

該当する方は期間中に必ず  
申告を行ってください。

受付日	集落名	会場	受付時間
2月	22日(木)	栄	栄会館 9:00~11:30
		大 藪	生活改善センター 13:30~16:00
	23日(金)	南 市	文化会館 9:00~11:30
		気 山	コミュニティーセンター 13:30~16:00
	26日(月)	小 倉	小倉会館 9:00~11:30
		坂 尻	多目的センター 9:00~11:30
		竹 波	公民館 13:30~16:00
		矢 箒	集会所 13:30~14:30
		久 保	久保会館 15:30~16:30
	27日(火)	小三ヶ	五十谷集会所 9:00~11:30
上 野		生活改善センター 9:00~11:30	
佐 野		生活改善センター 13:30~16:00	
28日(水)	和 田	ふる里交流センター 9:00~11:30	
	新 庄	山村開発センター 13:30~16:00	
3月	1日(木)	金 山	生活改善センター 9:00~11:30
		久々子	生活改善センター 13:30~16:00
	2日(金)	丹 生	公民館 9:00~11:30
		佐 田 けやき台	佐田公民館 13:30~16:30
	5日(月)	日 向	漁村センター 9:00~11:30
		菅 浜	農業構造改善センター 13:30~16:00
	6日(火)	中 寺	区民会館 9:00~11:30
		松 原	担い手センター 13:30~16:00
	7日(水)	北 田	集落センター 9:00~11:30
		太 田	生活改善センター 13:30~16:00
	8日(木)	佐 柿	国吉会館 9:00~11:30
		興道寺	農業研修センター 13:30~16:00
	9日(金)	早 瀬	生活改善センター 9:00~11:30
		山 上	農村婦人の家 13:30~16:00
	12日(月)	麻 生	開発センター 9:00~11:30
野 口		農事集会所 13:30~16:00	
13日(火)	木 野	担い手センター 9:00~11:30	
	河原市	研修センター 13:30~16:00	
14日(水)	宮 代	生活改善センター 9:00~11:30	
	郷 市	郷市児童館 13:30~16:00	
15日(木)	笹 田	生活改善センター 9:00~10:00	
	雲 谷	生活改善センター 9:00~10:00	

※この会場では確定申告の受付はできません。  
確定申告をされる方は、税務署や確定申告相談会場を  
ご利用ください。

住民税申告のお問い合わせ先

町税務課 ☎32-6702

住民税の申告期間

2月16日(金)~3月15日(木)

申告しなければ  
ならない人

本年1月1日現在、町内に居住し、  
次に該当する方

- ・平成18年中に所得のあった方
- ・所得が給与や公的年金だけで、その支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は、申告の必要はありません
- ・所得がなくても、町役場から申告案内の送付があった方(国民健康保険加入者等)

申告に必要なもの

- ・印鑑
- ・平成18年中の収入や必要経費を明らかにする書類
- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の支払証明書
- ・医療費控除をうける方は、医療費控除の明細書及び領収書(医療費の支払額から保険金などで補てんされる額を差し引いた額が10万円以上、もしくは、所得の5%が10万円以下の方はその金額)

# 美浜発電所の状況



今回の報告では、12月19日から1月16日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

## 3号機原子炉起動にあたって

美浜町長 山口 治太郎

町民の皆様には、日頃より町政の運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我国の原子力発電史上最悪となった美浜発電所3号機事故から2年半の月日が経過いたしました。被災された方や関係者の方々のお心は時間の経過だけでは癒えるものではありませんが、改めましてお亡くなりになられた方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、負傷された方々、関係者の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

3号機事故については、その原因究明や再発防止対策が構築される中で、安全を最優先とする安全文化の緩みや2次系設備等の安全について、また高経年化への対応などの問題が指摘され、国を始めとしてさまざまな箇所、またさまざまな観点から安全の追求と安全を確保するための研究や検討が深められ、対策が採られてきました。

関西電力(株)においては、事故の原因究明とともに国や県、また町からの指摘や意見等を反映した再発防止対策を定めてこれまで確実に実行・改善を図ってきました。国は、その取り組みを特別な保安検査などの中で、また町は県との立入調査などを通じて確認を行ってまいりました。

関西電力(株)では、そうした経緯を踏まえるとともに、9月下旬から実施した試

## 事故発生から原子炉起動(調整運転)までの経緯

平成16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故発生</li> <li>美浜発電所1・2号機停止点検要請</li> <li>中間報告取りまとめ(国)</li> <li>経済産業大臣が電気事業法に基づく処分と嚴重注意を行う</li> <li>技術基準適合命令(一時使用停止)</li> <li>年度末までに再発防止対策の報告を指示</li> <li>美浜発電所1・2号機運転再開了承</li> </ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の調査結果と再発防止対策を報告(関電)</li> <li>「再発防止に係る行動計画」を公表(関電)</li> <li>事故最終報告取りまとめ(国)</li> <li>原子力保全改革検証委員会設置(関電)</li> <li>安全協定改定</li> <li>第1回特別な保安検査(5月17日)(国)</li> <li>再発防止対策の実施計画を公表(関電)</li> <li>原子力事業本部移転(業務開始)</li> <li>配管取替等の実施計画書を受領</li> <li>第2回特別な保安検査(5月16日)(国)</li> <li>配管取替計画を了承(町・県)</li> <li>町・県平常時立入調査(5月14日)(発電所)</li> <li>取替配管製造時の不適切な取り扱い(刻印打替)が判明(三菱重工)</li> <li>国が技術基準適合確認のため立入調査(5月11日)</li> <li>第3回特別な保安検査(5月16日)(国)</li> <li>技術基準適合命令(一時使用停止)を解除(国)</li> <li>町・県平常時立入調査(原子力事業本部)</li> </ul>
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>町・県平常時立入調査(5月27日)(発電所)</li> <li>関西電力(株)再発防止実施状況社長レビュを報告</li> <li>第4回特別な保安検査(5月10日)(国)</li> <li>町・県平常時立入調査(原子力事業本部)</li> </ul>

### 美浜1号機

第22回定期検査中

(平成18年11月1日～)

平成19年2月下旬予定

### 美浜2号機

定格熱出力一定運転中

(平成18年6月22日～)

### 美浜3号機

第21回定期検査中

(平成16年8月14日～)

平成19年2月上旬予定

平成19年1月10日に原子炉を起動し、11日から調整運転中